

議案第 18 号  
議決第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和7年2月13日提出  
始良市長 湯元 敏浩

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（始良市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）  
第1条 始良市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年始良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

始良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第7条中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改める。

（始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年始良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

（始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年始良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

（始良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例）

第4条 始良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年始良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

（始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第5条 始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年始良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

（始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 始良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年始良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。